

■市川市道路占用料の額の改定内容一覧(施行予定:令和8年4月1日)

占有物件				単位	占用料の額【円】	
					改定前 (～R8.3)	改定後 (R8.4～)
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第一種電柱			1本につき1年	2,640	2,900
	第二種電柱				3,910	4,500
	第三種電柱				4,650	6,100
	第一種電話柱				1,840	2,600
	第二種電話柱				2,540	4,200
	第三種電話柱				3,310	5,800
	その他の柱類				230	260
	共架電線その他上空に設ける線類			長さ1mにつき1年	24	26
	地下に設ける電線その他の線類				14	16
	路上に設ける変圧器			1個につき1年	2,310	2,600
	地下に設ける変圧器			占有面積1㎡に つき1年	1,410	1,600
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			1個につき1年	4,320	5,300
	郵便差出箱及び信書便差出箱				1,760	2,200
	広告塔			表示面積1㎡に つき1年	11,430	13,000
	その他のもの			占有面積1㎡に つき1年	4,320	5,300
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07m 未満のもの			長さ1mにつき1年	99	110
	外径が0.07m 以上 0.1m 未満のもの				140	160
	外径が0.1m 以上 0.15m 未満のもの				210	240
	外径が0.15m 以上 0.2m 未満のもの				250	320
	外径が0.2m 以上 0.3m 未満のもの				420	470
	外径が0.3m 以上 0.4m 未満のもの				520	630
	外径が0.4m 以上 0.7m 未満のもの				990	1,100
	外径が0.7m 以上 1m 未満のもの				1,290	1,600
	外径が1.0m 以上の物				2,530	3,200
法第32条第1項 第3号に掲げる 施設	自動運行	法第2条第2項第5号に 規定する自動運行装置 による検知の対象として 設置する導線その他の 線類	地下に設けるもの	長さ1mにつき1年	14	16
			その他のもの		23	53
	補助施設	道路の構造又は交通の状況を表示する標示 柱その他の柱類		1本につき1年	3,540	4,200
		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1㎡に つき1年	2,360	2,600
	地下に設けるもの		1,410		1,600	
	その他のもの			4,720	5,300	
	法第32条第1項第4号に掲げる施設				つき1年	3,740

占有物件			単位	占有料の額【円】	
				改定前 (～R8.3)	改定後 (R8.4～)
法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	地下街及び 地下室	階数が1のもの	占有面積1㎡に つき1年	0.005A	0.004A
		階数が2のもの		0.008A	0.006A
		階数が3以上のもの		0.010A	0.007A
	上空に設ける通路			5,710	6,600
	地下に設ける通路			3,420	3,900
	その他のもの			4,320	5,300
法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1㎡に つき1日	52	130
	その他のもの		占有面積1㎡に つき1月	1,140	1,300
令第7条第1号 に掲げる物件	看板 (アーチであるも のを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡に つき1月	1,140	1,300
		その他のもの	表示面積1㎡に つき1年	11,430	13,000
	標識		1本につき1年	3,500	4,200
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に 設けるもの	1本につき1日	52	130
		その他のもの	1本につき1月	1,140	1,300
	幕(令第7条第 4号に掲げる工 事用施設である ものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に 設けるもの	その面積1㎡に つき1日	52	130
		その他のもの	その面積1㎡に つき1月	1,140	1,300
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	11,430	13,000
		その他のもの		5,710	6,600
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1㎡に	4,720	5,300
令第7条第3号に掲げる施設			つき1年	0.033A	0.031A
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1㎡に	1,140	1,300
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			つき1月	390	530
令第7条第8号 に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を 除く。)に設けるもの		占有面積1㎡に つき1年	0.011A	0.008A
	上空に設けるもの			0.023A	0.017A
	地下(トンネルの上の地下を 除く。)に設けるもの	階数が1のもの		0.005A	0.004A
		階数が2のもの		0.008A	0.006A
		階数が3以上のもの		0.010A	0.007A
	その他のもの			0.033A	0.025A
令第7条第9号 に掲げる施設	建築物			0.011A	0.01A
	その他のもの			0.008A	0.007A

占有物件		単位	占用料の額【円】	
			改定前 (～R8.3)	改定後 (R8.4～)
令第7条第10号	建築物	占有面積 1 ㎡に つき 1 年	0.023A	0.022A
に掲げる施設及び 自動車駐車場	その他のもの		0.008A	0.007A
令第7条第11号	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		0.011A	0.01A
に掲げる	上空に設けるもの		0.023A	0.022A
応急仮設建築物	その他のもの		0.033A	0.031A
令第7条第12号に掲げる器具			0.033A	0.025A
令第7条第13号	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		0.011A	0.01A
に掲げる施設	上空に設けるもの		0.023A	0.022A
	その他のもの		0.033A	0.031A
令第7条第14号及び第15号に掲げる施設			0.033A	0.031A